

平成30年8月

お知らせ

電子入札システムにより行う業務委託の指名競争入札の落札決定手続きについて、次のとおり改正しました。

1 改正内容

○落札候補者に、無効入札に該当する事由はないか確認するため「入札無効事項確認書（業務委託用）」の提出を求めます。

○入札を無効とする事由に次の項目を追加しました。

『調査・設計等業務委託における管理（主任）技術者及び照査技術者の配置要件、資格要件を満たす技術者を必要とする場合で、その技術者を当該業務に配置することができない者のした入札』

2 手続きの流れ

- 積算内容確認期間後（低入札価格調査を実施した場合は調査実施後）、発注機関から落札候補者へ電話連絡します。
- 落札候補者は「入札無効事項確認書（業務委託用）」に必要事項を記載し、FAX等により提出してください。

※ 入札を行った後、他の入札結果に伴い、当該業務に技術者を配置できなくなった等の理由により、無効入札に該当する事由が発生した場合は「入札無効事項確認書（業務委託用）」によりご報告ください。

3 適用日

平成30年8月1日以降に指名通知するものから適用します。